

# 羽村市中小企業販路開拓支援助成金制度

市では、市内中小企業者の新たな販路開拓を支援するため、展示会や見本市への出展料、自社の製品、技術等の販売促進に係る費用のほか、ホームページの新規作成や大幅な改修などの経費について、助成対象経費の2分の1（本助成金を初めて利用される方は助成対象経費の3分の2、いずれも上限10万円）の金額を助成します。

## ◆ 助成金の額等

助成対象となる経費の2分の1の額

本助成金を初めて利用される方は3分の2の額（いずれも1,000円未満切り捨て）

※1社一年度上限額10万円（上限額に達するまでは、複数回申請可能）

※助成対象経費に消費税等は含まれません。

## ◆ 助成対象経費

	対象となる経費	申請時必要書類
1	展示会や見本市への出展料	<b>【共通必要書類】</b> ・展示会や見本市の概要がわかる資料 （出展要領など）  ・自社の会社案内 <b>【運搬費】</b> ・運搬経費に係る見積書等  <b>【パンフレット等作成費】</b> ・パンフレット等作成に係る見積書等
	展示会や見本市へ出展するにあたり、ポスター・パネル等を運搬するための費用	
	展示会や見本市へ出展するにあたり作成する、パンフレットやポスターの作成費用	
2	販路開拓のための市場調査及び分析に係る事業	<b>【共通必要書類】</b> ・事業内容が確認できる資料（概要書、見積書等） ・自社の会社案内 <b>【カタログ、パンフレット作成及び発送等】</b> ・カタログ、パンフレット等の作成及び発送に係る見積書等の写し  ・カタログ、パンフレット等、作成物の写し <b>【新聞、雑誌等の広告掲載】</b> ・新聞、雑誌等の広告掲載に係る見積書等の写し  ・新聞、雑誌等への掲載が確認できる資料
3	ブランド構築に関するコンサルティング及び、デザイン等に係る事業	
4	販路開拓のための事業計画の策定及び、指導等のコンサルティングに係る事業	
5	販路開拓のためのカタログ、パンフレット及び、動画等のPRのための情報媒体の作成及び発送に係る事業	
6	販路開拓のための新聞、雑誌等の広告掲載に係る事業	

裏面に続きます⇒

	対象となる経費	申請時必要書類
7	ホームページの作成又は変更委託費用	<b>【共通必要書類】</b> ・事業内容が確認できる資料（概要書、見積書等） ・自社の会社案内 <b>【カタログ、パンフレット作成及び発送等】</b> ・カタログ、パンフレット等の作成及び発送に係る見積書等の写し ・カタログ、パンフレット等、作成物の写し <b>【新聞、雑誌等の広告掲載】</b> ・新聞、雑誌等の広告掲載に係る見積書等の写し ・新聞、雑誌等への掲載が確認できる資料
8	ホームページ作成ソフトウェア及び書籍購入に係る費用	
9	ホームページ作成に係る研修等受講料及び専門家謝礼	
10	ドメイン取得費用	
11	サーバー利用に係る初期費用	
12	日本語から外国語への翻訳経費	
13	デジタル技術を活用した販路開拓に係る構築経費及び導入費用	

### ◆ 対象となる事業所 （以下の要件を全て満たす方）

- 1 中小企業基本法に定める中小企業者の方
- 2 市内に事業所を有する法人又は市内に事業所を有する個人の方
- 3 既に納期の到来した市税等を完納していること。ただし、徴収猶予を受けている市税を除く。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により規制される業種及びこれに類する業種または消費者に著しく不利益を与える業務を行っていないこと。

### ◆ 申請から交付までの流れ

- 1 交付申請書を提出（必ず事業開始前にご提出ください。）
- 2 市が内容を審査し、助成金の決定通知を交付。
- 3 事業所が展示会に出展（出展中止や費用の変更がある場合は事前に変更申請を提出）。
- 4 事業完了後（展示会等への出展の場合は、出展会終了後）、1ヶ月以内の実績報告書を提出（事業実績が確認できるもの（ガイドブック、パンフレット等）と助成対象経費に係る領収書を添付してください）。
- 5 市が内容を確認し、助成金の確定通知書を交付。後日助成金を振り込み。

## ◆ その他

- 1 申請は、随時受け付けます。但し、必ず事業開始前にご提出ください。
- 2 予算が無くなり次第、終了となります。
- 3 展示会等については、当該年度内に実施・終了されるものに限りです。
- 4 販売を主たる目的とした展示会や他の団体から同種の助成金を受けて出展する展示会は、対象となりません。その他の助成対象事業も事業者が負担した経費のみが対象となります。他機関等からの補助金等が充てられている場合は、その額を除いた金額が対象となります。
- 5 助成金は、実績報告を提出していただいた後の、確定払いとなります。

[羽村市公式サイト](#)



**※この助成金の期間は令和6年3月31日までです※**

※申請書等の必要書類は、羽村市公式サイトからダウンロードできます。

〈問合せ〉 羽村市産業環境部産業振興課商工観光係

Tel : 042-555-1111 (内線:656・657)

Email : s206000@city.hamura.tokyo.jp